

琉球大学人文社会学部・国際地域創造学部教育後援会会則

〔 昭和 6 0 年 5 月 2 5 日 〕
制 定

（目 的）

第 1 条 本会は、琉球大学人文社会学部・国際地域創造学部の使命達成に協力することを目的とする。

（名称及び事務所）

第 2 条 本会は、琉球大学人文社会学部・国際地域創造学部教育後援会（以下「本会」という。）と称し、その事務所を人文社会学部及び国際地域創造学部の両事務部に置く。

（所在地：沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地 文系総合研究棟）

（事 業）

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）教育上必要な援助
- （2）就職活動の援助
- （3）学部と保証人との連絡及び親睦
- （4）会員向け広報活動
- （5）その他本会の目的を達成するに必要な援助

（会 員）

第 4 条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- （1）正会員 人文社会学部学生、国際地域創造学部学生、人文社会科学研究科学生、観光科学研究科学生及び地域共創研究科学生の保証人
- （2）賛助会員 本会の趣旨に賛同し、年会費一口金 5, 0 0 0 円以上納入した者
- （3）特別会員 会長が委嘱した教職員

（会 費）

第 5 条 会費は、次の区分により原則として入学時に一括納入するものとする。

正会員の会費は、次のとおりとする。

- （1）学部学生は、2 0, 0 0 0 円（4 年分）
- （2）3 年次特別編入学生・転学部学生・大学院生は、年額 5, 0 0 0 円×在籍年数

2 会長は、顧問に委任して特別に事情のある者に対して、会費を減額又は免除することができるものとする。

3 既納の会費等は、返還しないものとする。

（役 員）

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名 (学内を含む)
- (4) 監 事 2名
- (5) 顧 問 2名

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業を決議し、処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、総会及び理事会に出席し、本会の諮問に応え、会務の処理について会長を補佐する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任することができる。

(役員の選出及び委嘱)

第9条 会長、副会長及び監事は理事会において正会員の中から選任し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、総会において、正会員及び特別会員の中から選任する。
- 3 顧問は、人文社会学部長及び国際地域創造学部長を充て、会長が委嘱する。
- 4 役員は、任期満了といえども後任者の決定まではその任務を行う。

(会 議)

第10条 会議は、総会、理事会及び学内理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が招集し、学内理事会は、顧問が協議の上、必要に応じて招集する。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回以上招集し、開催する。総会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の議決並びに決算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要な事項

- 2 総会の決議は、出席会員の過半数をもって議決するものとする。

(理事会)

- 第12条 理事会の構成は、会長、副会長、理事及び顧問をもって構成する。
- 2 理事会は、本会の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 重要事項で緊急を要する場合は、理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。この場合は、以後の総会の承認を得なければならない。
- 4 理事会は、構成員の過半数をもって成立するものとする。
- 5 理事会の決議は、出席者の3分の2の賛成をもって成立するものとする。

(学内理事会)

- 第13条 学内理事会は、顧問及び学内理事で構成し、本会の運営等に関し、両学部内の事業計画等を取りまとめる。

(幹事及び書記)

- 第14条 本会に幹事及び書記を置く。
- 2 幹事及び書記は、人文社会学部及び国際地域創造学部両事務部の中から会長が顧問と協議のうえ委嘱し、庶務・会計を処理する。

(会 計)

- 第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計経理)

- 第16条 本会の会計経理については、会長は顧問に一任することができる。

(帳簿類)

- 第17条 本会に次の帳簿を備える。
- (1) 会 則
 - (2) 役員名簿、会員名簿
 - (3) 会計簿
 - (4) 諸記録簿

(雑 則)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、本会運営のための細則等は理事会において別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和60年5月25日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年4月7日)

この会則は、昭和62年4月7日から施行する。

附 則 (平成10年4月6日)

この会則は、平成10年4月6日から施行する。

附 則（平成20年4月4日）

この会則は、平成20年4月4日から施行する。

附 則（平成21年4月6日）

この会則は、平成21年4月6日から施行する。

附 則（平成30年4月6日）

1 この会則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この会則の施行日において、改正後の会則第1条の規定にかかわらず、第4条に定める会員のうち、法文学部学生及び観光産業科学部学生の保証人である正会員がいる間は、なお従前の例による。

3 この会則の施行日において、旧会則に基づく第6条に定める役員の職にあった者で、残任期間がある場合の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則（令和5年5月29日）

1 この会則は、令和5年5月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この会則の施行日において、改正後の会則第1条の規定にかかわらず、第4条に定める会員のうち、人文社会科学研究科学生、観光科学研究科学生の保証人である正会員がいる間は、なお従前の例による。